

## 第10章 外資規制業種

### 1. 外資規制の枠組み

フィリピンの現在の投資関連法規は、1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）と1991年外国投資法（共和国法第7042号、1996年改正）で投資を規制している。

1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）は、当時のアキノ政権下において外国投資法と外国投資に対する優遇措置を包括的に規定したものである。ただし、1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）第2部に規定された「優遇措置が適用されない投資」、つまり一般の外国投資については、1991年外国投資法で大幅に改定されている。

1991年外国投資法（共和国法第7042号、1996年改正）では、フィリピン国内における外国資本出資比率を40%に制限するという規制が撤廃され、「外国投資ネガティブリスト」の掲載業種を除いて外資100%の出資が認められるようになった。

外国投資ネガティブリストは、定期的にアップデートされるため、フィリピン進出企業は最新のリストに基づき規制業種の確認を行う必要がある。また、1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）では、外資比率が40%を超える場合、投資委員会（BOI）の事前承認が必要とされていたが、現在は直接SECに登録できるようになった。

一方、1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）では、外国投資に対する各種の奨励措置を設けている。大目次をみても、第1部「優遇される投資」、第3部「フィリピンに地域統括本部を設ける多国籍企業に対する奨励措置」、第4部「アジア太平洋地域及びその他の外国市場用に補給部品或いは部品及び原料を供給する為の地域統括倉庫を設立する多国籍企業に対する奨励措置」、第5部「投資家用特別居住ビザ」、第6部「輸出加工区の企業に対する奨励措置」となっている。

### 2. 第12次外国投資ネガティブリスト

2023年11月末時点では、2022年7月に発行された第12次外国投資ネガティブリストが最新となっている。第12次外国投資ネガティブリストに掲載されている分野は以下のとおりである。

第11次外国投資ネガティブリストからは、主に公共サービス法及び小売自由化法の改正によるリストAでの公共事業や小売事業への外資規制緩和、並びに外国投資法の改正によるリストBでの国内市場向け中小企業の外資規制緩和がなされている。

図表 10-1 第12次外国投資ネガティブリストA

外国人による投資・所有が憲法及び特別法により禁止・規制されている分野

外国人の参入や外国人の就業が認められない分野
1. レコーディング及びインターネット事業（メッセージ/情報の創造ではなく、単にメッセージを伝送するインターネットアクセス提供者をいう）を除くマスメディア

2. 専門職 ただし、法律に規定された条件に従って特別に認められた場合を除く。別紙において、相互関係がある場合にフィリピンにおいて外国人に認められている専門職及び企業の参入が認められている専門職が定められている <sup>21</sup> 。
3. 払込資本金額が 2500 万ペソ未満の小売業
4. 協同組合
5. 民間の探偵、警備員、警備保障会社の組織、運営
6. 小規模鉱業
7. 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
8. 闘鶏場の所有、運営、経営
9. 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
10. 生物・化学・放射線兵器および対人用地雷の製造、修理、貯蔵、流通(投資も禁止されている)
11. 爆竹その他花火製品の製造
外国資本が 25%以下に制限されている分野
12. 雇用斡旋(国内・国外のいずれで雇用されるかを問わない)
13. 防衛関連施設の建設契約
外国資本が 30%以下に制限されている分野
14. 広告業
外国資本が 40%以下に制限されている分野
15. 共和国法第 9184 号の施行規則に従った、インフラプロジェクトの調査
16. 天然資源の探査、開発、利用(大統領承認の資金・技術援助契約の場合、外国資本 100%参入可)
17. 私有地の所有。ただし、フィリピン国籍を喪失した自然人で、フィリピン法に基づく契約を締結する法的能力を有する者を除く。
18. 公益事業の管理、運営。
19. 教育機関の所有、設立、運営。ただし、宗教団体及び布教団により設立されたもの、外交官及びその扶養家族のためのもの、その他の外国人の一次的な居住者のためのもの、又は正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く。
20. 米、とうもろこし産業(操業開始から 30 年以内に、資本の 60%以上をフィリピン国民に放棄あるいは譲渡する場合、外国資本 100%参入可)
21. 国有・公営・市営企業への材料、商品供給契約
22. 深海漁船の運営
23. コンドミニウムユニットの所有
24. ラジオ通信網

(出所) ジェトロ資料より作成

<sup>21</sup> 関連する法律により相互主義の対象となる場合には、外国人に就業が認められる分野：1. 会計士、2. 航空科学、3. 農業生物学、4. 農業、5. 建築、6. 化学工業、7. 化学、8. 土木工学、9. 犯罪学、10. 通関業者、11. 歯科、12. 電気工学、13. 電子工学、14. 電気技師、15. 環境計画、16. 漁業専門職、17. 食品技術、18. 林業、19. 測地工学、20. 地質学、21. 指導及びカウンセリング、22. インテリア・デザイン、23. 景観設計、24. 図書館司書、25. 海洋甲板および工学、26. 配管熟練工、27. 機械工学、28. 医療技術、29. 医薬、30. 金属工学、31. 助産師、32. 鉱山学、33. 造船工学、34. 看護、35. 栄養士、36. 検眼、37. 薬局、38. 理学・作業療法士、39. 専門教育、40. 心理学、41. 放射線およびエックス線技師、42. 不動産業(不動産コンサルタント、不動産鑑定士、不動産査定人、不動産仲介人及び不動産販売員)、43. 呼吸療法、44. 衛生工学、45. 社会事業、46. 言語病理学、47. 獣医学、48. 法律又はフィリピンが当事者である条約において規定される他の専門職。関連する専門職法規の条件に従うことを条件として、法人形態での参入が認められる分野：1. 航空工学。

図表 10-2 第 12 次外国投資ネガティブリスト B

安全保障、防衛、公衆衛生、公序良俗の脅威、中小企業保護の観点から外国人による投資・所有が規制されている分野

外国投資が 40%以下に制限されている分野
1. フィリピン国家警察 (Philippine National Police: PNP) の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 火器 (拳銃、散弾銃など)、火器の部品及び弾薬、火器の使用もしくは製造に必要な器具もしくは道具</li> <li>b. 火薬</li> <li>c. ダイナマイト</li> <li>d. 起爆剤</li> <li>e. 爆薬製造時に使用する材料                             <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム ii. 硝酸アルミニウム、硝酸カリウム、硝酸バリウム、硝酸銅、硝酸塩、硝酸カルシウム、赤銅鉱 iii. 硝酸 iv. ニトロセルロース v. 塩素酸アンモニウム、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム vi. 硝酸エステル vii. グリセリン viii. 無定形リン ix. 過酸化水素 x. 硝酸ストロンチウム xi. トルエン</li> </ul> </li> <li>f. 望遠鏡、赤外線照準器など (ただし、相当量が輸出向けの場合、また PNP が定める外資参入比率に準じる場合、PNP の承認の下、非フィリピン人にこれら品目の製造、修理が認められる)</li> </ul>
2. 危険薬物の製造、流通
3. サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニックなど、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの。ただし、ウェルネス施設を除く。
4. レース場の運営など、全ての賭博行為。ただし、フィリピン娯楽賭博公社と投資契約が結ばれており、かつフィリピン経済特区庁の認定を受けている事業は除く。
5. 払込資本金額 20 万ドル未満の零細・小規模国内市場向け企業
6. 零細・小規模国内市場向け企業で、(i) 科学技術省 (DOST) が定める先端技術に関連するもの、(ii) 共和国法第 11337 号 (革新的新興企業法) に基づき、主管庁である貿易産業省、情報通信技術省、化学技術省から新興企業または新興企業を支援するものとして承認されたもの、または、(iii) 直接雇用者の過半数がフィリピン人であり、フィリピン人従業員数が 15 名未満のいずれでもなく、かつ払込資本金が 10 万ドル相当額未満であるもの。

(出所) ジェトロ資料より作成

### 3. 外資規制緩和に向けた最近の動向

2017 年に発行された大統領通達第 16 号により、当時のドゥテルテ大統領から国家経済開発庁へ、特定の領域について外資規制の緩和に向けて最大限努力するよう指示が出された。大統領通達第 16 号によって、外資規制の緩和の要求が示されたのは以下の 8 つの項目である。これを踏まえ、2021 年 12 月には小売自由化法改正法案の、2022 年 3 月には公共サービス法改正法案及び外国投資法改正法案の署名がなされ、それぞれ発効されている (外国投資法については第 6 章参照)。

1. 海外就労を含む民間の人材紹介
2. 外国人の参加が公共の利益となる特定分野の専門職
3. 国内での資金調達による公共事業についての建設・改修の契約
4. 送配電、上下水道システムなど公益事業を除く公的サービス
5. 小売を除くコメとトウモロコシの栽培、生産、加工、取引
6. 高等教育機関の教師
7. 小売業
8. 国内市場向け事業

### (1) 小売自由化法の改正

小売業については、従前から非常に厳しい外資規制があり、大規模小売を除いて、事実上の外資参入が難しい状況が続いていた。改正前の法律では、外資企業による小売業参入には、払込資本金が 250 万ドル以上と規定され、さらに実店舗を運営する小売業の場合には各店舗に 83 万ドル以上の投資を行うよう条件が課せられていた。2022 年の改正により、最低払込資本金は 2,500 万ペソ以上に引き下げられたほか、各店舗への最低投資額も 1,000 万ペソ以上と条件が大幅に緩和されている。なお、外資企業の場合は、フィリピンから事業撤退する場合を除いて、払込資本金を 2,500 万ペソ以上の金額で維持し続けるよう規定されており、同要件が満たされなかった場合には罰則が科せられることとなっている。また、改正前はハイエンドやぜいたく品に特化した企業の場合は親会社の純資産が 5,000 万 US ドル以上、それ以外の企業の場合は 2 億 US ドル以上であること、小売業で 5 年以上の実績を有すること、直営小売店舗又はフランチャイズを世界に 5 件以上展開していること等といった外国企業の要件が設定されていたが、これらの条件も 2022 年の改正によって撤廃されている。

### (2) 公共サービス法の改正

フィリピン共和国憲法において、公益事業 (public utility) はフィリピン国民 (法人等の場合は 60%以上フィリピン人所有) に留保され、経営陣はフィリピン人により構成されると規定されている。共和国憲法及び改正前の公共サービス法では「公共事業 (public utility)」に関して明確な定義がされておらず、他方で「公共サービス (public service)」に一般運送、鉄道、路面鉄道、地下鉄電動車両、港湾運送、汽船、フェリー、水上オートバイ運送、造船、引上船台、船舶修理、埠頭、船渠、運河、公設市場、灌漑システム、ガス、電灯、熱電供給、上水・水力供給、石油、下水道システム、電気通信システム、有線・無線通信システム、有線・無線放送局、その他類似の公共的サービスが含まれていたため、これらの「公共サービス」には「公共事業」として外資出資上限 40%の規制がかけられていた。2022 年の改正により、「公共事業」の定義が明確となり、憲法上の外資出資上限の規制対象となる「公共事業」は、以下の 6 分野において公共の用に供するために運営、管理、又は統制する事業であると定められた。これら 6 分野以外の「公共サービス」については、改正によって外資出資の上限規制が撤廃されたため 100%外資による出資での事業が認められることとなった。

1. 配電
2. 送電
3. 石油及び石油製品のパイプライン輸送システム
4. 水のパイプライン配水システム及び廃水パイプラインシステム (下水道パイプラインシステムを含む)
5. 海港
6. 公共事業用車両 (内燃機関自動車で一般向けに対価を受け取り、乗客や国内貨物を運ぶサービスを提供する車両であり、具体的にはハイヤートラック、UV エクスプレス、公共バス、公共ジープニー、トライシクル、Filcab、及びタクシー)<sup>22</sup>

<sup>22</sup> 同改正法では、交通ネットワーク企業 (Transport Network Corporations) と認定されている企業によって運行されている交通車両は公共事業用車両から除外している。具体的には、Grab タクシーのような配車アプリ等を利用したライドヘイリングサービスを提供する企業が交通ネットワーク企業に該当する。

改正法では「重要インフラストラクチャー」について「物理的かバーチャルであるかを問わず、フィリピンにとって重要なシステム又は資産を保有、使用、又は運営する公共サービス（当該システム又は資産の不能又は破壊により国家安全に悪影響を与える可能性があるもの）」との定義がなされた。その上で、通信業が重要インフラストラクチャーと明記され、大統領がその他重要サービスを重要インフラストラクチャーと宣言できることが認められている。これら重要インフラストラクチャーについて、当該外国でフィリピン人に同様の権利が認められていない場合は、外国人が重要インフラストラクチャーの運営管理に従事する企業の資本50%を超えて保有することができない、という相互主義に関する条項が設けられている。

なお、外国政府が支配する企業、外国政府のために活動する企業、又は外国の国有企業は、公営事業又は重要インフラストラクチャーの資本を保有することを禁じられている（改正法発効後の出資のみに適用）。